

## 学校選択制度について

### ■学校選択制度の目的

学校選択制度は、保護者・児童生徒の多様なニーズに応えると同時に学校教育への関心や、学校への協力意識を高めること、選択という評価の中で教職員が経営感覚を身につけ、特色ある学校作りを展開し活性化を図るなどの目的がある。

<通知・法令>

文部科学省は、臨時教育審議会（昭和62年5月8日）及び行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第二次）（平成8年12月16日）の意見・提言を受けて、平成9年1月27日付の通知において、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるよう通知している。

### ■西東京市学校選択制度導入の経緯

平成14年5月～	西東京市学校選択制度実施懇談会を計5回開催
6月20日	答申
7月23日	教育委員会第7回定例会 西東京市立学校の通学区域に関する規則 一部改正 西東京市立学校の学校選択に関する規則 制定
10月1日	学校選択制度の希望申立受付開始（以降、例年10月末日締切）

<参考：多摩26市における学校選択制の実施状況>

小学校・・・7市（八王子市、立川市、青梅市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市）

中学校・・・10市（八王子市、立川市、青梅市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市、西東京市）

### ■現状と課題

本市においても学校選択制度を導入して、15年以上経過している。メリットとしては、最寄の学校に通える、希望する部活動のある学校に通えるなどの意見がある。一方で、①住宅開発に伴う児童・生徒数の増加による教室不足、②児童・生徒数の増加による学校運営への影響、③生徒数の減少に伴う学校運営及び部活動への影響、④風評による児童・生徒数の増減、⑤児童生徒数の見通しが立てにくくなるなど、学級編制や教員の体制面における問題が生じており、学校運営への影響を配慮していく必要がある。

### ■課題への対応策

学校運営上の影響等を配慮していく中で、学校施設の状況等を鑑み、受入枠の制限による対応は避けられないと考えられ、平成31年度入学から受入枠ゼロも含めた対策を講じている。

また、他自治体では、風評等により児童・生徒数が増減するなどのマイナス面が見られる中で、学校選択制度に関する見直しを行っている事例もある。学校規模に著しい差が生じないような調整などの検討をしていく時期にさしかかっており、学級数だけでなく1学級当たりの人数も考慮した対応が必要となってきた。